

新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会（第10回）
議事概要

1 日時

令和4年9月28日（水） 17時00分～18時00分

2 場所

WEB会議

3 出席者（敬称略）

(1) 検討会構成員

柳川 範之（座長）、飯塚 留美、石田 幸枝、黒田 敏史、佐野 隆司、
関口 博正、高田 潤一（座長代理）、寺田 麻佑、西村 暢史

(2) オブザーバ

松本 博明（内閣府規制改革推進室参事官）

(3) 総務省

竹内 芳明（総務審議官）、竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（総合通信
基盤局電波部長）、荻原 直彦（総合通信基盤局電波部電波政策課長）、渡部 裕太（総
合通信基盤局電波部電波政策課携帯周波数割当改革推進室長）、田畑 伸哉（総合通
信基盤局電波部電波政策課企画官）

4 議事

(1) 開会

寺田総務大臣、国光総務大臣政務官から開会にあたり挨拶があった。

(2) 資料 10-1 及び 10-2 に基づいて事務局より説明があった。主な質疑応答は以下のと
おり。

【高田構成員】

これまで、今後高い周波数が使われていくに当たり、特に技術的な課題から、現状ではミ
リ波が思ったほど普及していないという話があった。実際のシステム運用モデルを考えて
いく中でも、条件を緩和した新たな割当方式を導入することは非常に重要な方向性ではな
いかと思う。

また、6Gについても議論が盛んに進んでいるが、オークション収入による研究開発への
支援も、併せて検討していくと非常によい。周波数共用についても同じように、従来からの
普及率のような一律な基準とはなかなか整合しない特徴を有していると思う。このため、周

波数のこれまでにない新たな使い方に着目して、新たな周波数の割当方式として条件付きオークションを取り入れる方向性に対しては大変納得している。

また、日本が技術的優位性を有し、先行して導入しているミリ波帯について、一層の普及促進のために、事業者が十分に創意工夫を凝らせるよう一緒に取り組んでいくこと、オークション収入を技術開発へのサポートに充てることの2点が方向性として示されていることを評価したい。

【飯塚構成員】

これまでの特定基地局開設料制度に基づいた総合評価方式に加え、条件付きオークションが割当方式の一つとして制度化が検討されることに賛同する。ただし、これをもって、今後割り当てられる周波数がすべからずオークションで割り当てられるということではなく、政府の政策目標に従って、また、割り当てられる周波数帯域によって、総合評価方式、あるいは条件付きオークションのどちらが最適であるのかという検討を、透明性を持って、利害関係者間で合意形成していくことが非常に重要であると考えている。

次に、総合評価方式であれ、条件付きオークションであれ、なぜそのような割当方式を選択したのかについて十分な説明が必要になると考える。EU指令によると、割り当てられる周波数の量が限られる場合には、その免許の選定手続として、競争的な手続あるいは比較的な手続のいずれかを採用することができるとされているが、いずれの場合でも、そのような選定手続を通じてどのような政策目標が実現されるのか、その目的を明確に定め、かつその理由を示さなければならないと定められている。

また、選定手続を決定する際の政策目標として、(1) 競争を促進すること、(2) カバレッジを拡大すること、(3) 必要なサービス品質を確保すること、(4) 電波の効率的な利用を促進すること及び(5) 技術革新と事業開発を促進することが掲げられている。取りまとめ(案)にも記載されているとおり、今後ミリ波帯を含む高い周波数帯の実用化や商用化を進めていくためには、技術革新や事業開発を促進していくことを政策目標の柱としていくことが重要になると考える。なお、これら5つの政策目標のうち、電波の効率的な利用を促進するということについては、免許条件の設定や料金水準を考慮することによって実現することができることされており、いわゆる経済的価値を考慮することによって、電波の効率的な使用を促進することができるという解釈になるかと思う。

【石田構成員】

この検討会では、海外各国の取組を整理するとともに、高い周波数帯の割当てに着目し、携帯電話事業者の意見も踏まえた上で、現在の総合評価方式に加えて条件付きオークションを選択可能となるよう検討を行う方向となっており、評価している。今後、詳細について十分な検討を行っていただきたいと思う。

一方、条件付きオークションの導入により、携帯電話事業者の負担が増えることが考えられる。現在、携帯電話料金が下がってきたところであり、消費者としては、条件付きオークションの導入によって料金が高騰するのではないかと、また、現在の通信の品質や安全性が確保されるのかというところが懸念される。

今後詳細検討を行うなかで、オークションのデメリットとされている事項について、十分な検討を行っていただきたいと思う。また、検討過程について、消費者にも分かりやすい内容で広報をお願いしたい。それにより、消費者の関心や理解が深まっていくほか、この制度の透明性が確保できるのではないかと思う。

【黒田構成員】

オークションを実施するに当たっては、ゲーム理論を使った詳細な制度設計が極めて重要になる。そのため、今般の取りまとめ（案）を踏まえて今後制度設計を行うに当たり、幅広く経済学者に意見を求めることが重要である。

特に、日本はこのようなメカニズムデザインの分野について、非常に優秀な研究者や社会実装に対しても熱心な方々が多くいる数少ない国であり、そういったアドバンテージを生かして、上手く制度設計を進めていただきたい。

また、実際に制度を設計する上で、利害対立の調整はもちろん政策的に重要であるが、それに加えて科学的に望ましい資源配分を実現するためにはどのような制度が必要かという観点も重要だと考える。現在は電波利用に係る研究開発に対して総務省が補助金を出しているが、それ以外にもメカニズムデザインや、普及政策等の社会科学的な研究についても総務省がサポートを行い、より良い政策をつくっていけるような土台を作っていただきたい。

【佐野構成員】

条件付きオークションを選択可能とする検討を進めるという方向性に賛同する。

実際にオークションを行う場合、先ほどの黒田構成員の発言にもあったが、かなり細かい制度設計が必要であり、オークションが成功するか否かに直結してくるため、専門家と協力しながら制度設計をしていただきたい。

オークションを導入するのであれば、既に割り当てられている別の免許についても、当該免許の期間終了後にオークションによる割当てを行うのかについて何らかの方針をあらかじめ定めておくことは、事業者としても将来的な事業計画を立てる上で有効である。

ミリ波帯については、これまで割り当てられてきた周波数帯と比較して性質がかなり異なっており、基地局の整備に多くのコストがかかることから、プラチナバンドなどに比べると、高騰のリスクは低いのではないかという印象を持っている。まずは、一度オークションをやってみるという姿勢が大事であると思う。

【関口構成員】

今回の取りまとめ（案）については、非常に多くの情報をうまく集約していると思う。ミリ波帯という特性の強い周波数帯について、条件付きオークションを選択可能なようにするという考え方は画期的である。

これまでも申し上げてきたが、現行の総合評価方式についても、様々な経済要素に基づき経済的価値を反映しているという意味では、決して各国の周波数の割当方式に劣るものではないと考えている。一方で、条件付きオークションの選択肢を加えることで、選択の幅が広がると認識しているため、今後の様々な制度設計の中で、より良い割当方式が選択されることを期待する。

【寺田構成員】

第一に、今回の取りまとめ（案）について、諸外国の動向を踏まえてオークションのデメリットとメリットを詳細にまとめられたこと、条件付きオークションも制度として加えられ、割当方式の選択肢が増えるということを歓迎したい。

関口構成員からも指摘があったが、経済的価値を加味した現行の総合評価方式も、既に日本型オークション方式と表現できるものであったと思う。条件付きオークションは総合評価方式と比べてより詳細な制度設計や慎重な検討が必要であるなかで、どちらをどのような形で採用することが政策目標に資するのかを、消費者に説明できるようにする必要がある。

黒田構成員の発言にもあったが、しっかりとオークションの設計を行うことができる専門家が日本にはおり、密に連携しながら、慎重に進めていくことが非常に重要である。

また、諸外国では、どの周波数帯でもオークションを行っているわけではないことには留意が必要である。ネットワークインフラの構築に関する適切な要件をきちんと設計しないままにオークションを行うことや、オークションにおいて落札額が過度に高騰し、料金が割高になるといった懸念もある。そのため、今後も諸外国のオークションのデメリットを検証していく必要があるほか、カバレッジ義務を課した場合には、カバレッジ義務がきちんと達成されているのか検証できる仕組みが大事になってくる。オークションという新しい選択肢を増やすことで、失敗する可能性もあるため、制度の事後的な検証も重要である。条件付きオークションを行った場合の免許期間の検討に当たってはこのような点も考慮する必要がある。

【西村構成員】

取りまとめ（案）33ページの（ア）でも的確に示されているが、特に政策目標の設定が重要であると再認識した。政策目標は都度提示されていると理解しているが、この点は電波の利用状況のフォローアップといった観点においても、判断基準の一つの軸になるものと考えられる。

個別の論点としては、第一に、電波法の目的規定に定められている「公共の福祉の増進」という法目的と政策目標との関係が重要であり、根拠を持って明確に政策目標を設定することが求められていると理解している。第二に、事業者間の競争促進という観点も重要であると考え。例えばひっ迫度については、事業者のサービスの質などの観点から、事業者にとって極めて重要な競争の要素であり、割当ての際にどのように条件に組み込むか議論が必要であると認識している。割当て後の事業者同士の吸収合併への対処も指摘されているが、割当て後に限らず、一定程度以上の資本関係や密接な業務提携関係を持つ複数の事業者による条件付きオークションへの参加時への対処も、同様に論じる点になると考えている。

これらの点は、現行の割当方式においても考慮する必要があるが、今回の取りまとめ(案)においては、現行制度と新たな制度の比較も都度行うという可能性が示されており、その中で今一度、制度設計を議論することは意味があるものと考えている。もちろん制度設計に当たり、今般の取りまとめ(案)で具体的に指摘された事柄以外の点についても留意が必要である。

最後に、政策目標との関係でも、国民をはじめとしたステークホルダーへの今回の議論の周知はしっかりと工夫しなければならない。

【柳川座長】

今回の取りまとめ(案)はしっかりとまとめられていると思う。諸外国の実情を詳細に説明した上で、日本でどうあるべきかということが論じられている。また、諸外国の様々な経験を踏まえて、条件付きオークションが現実的な方式であり、どのような制度設計をするかが重要であるということを示した。諸外国において積み重なってきた知見を活かせることが後発のメリットでもあり、この経験をしっかりと踏まえることが重要ではないかと感じている。

その点、詳細設計が肝であり、日本の周波数割当ての事情に合わせてどのように制度設計をしていくかが大きなポイントになるということに賛同する。日本では、世界的に見てもかなりこの分野の研究が進んでいるため、専門家の知見を活用しつつ詳細設計を進めていくことが重要である。一方で、ベターではあるがベストとは限らないというところで改善を積み重ねていく発想も必要である。

総合評価方式と条件付きオークションのどちらが良いかという選択については、どのような形の総合評価方式や条件付きオークションを採用するかによって大きく変わってくる。一つ大きな分類としては、例えば、今回出されているように、ミリ波帯のような専門家が集まってもどのように利活用がされるか中々予測しにくいような場合には条件付きオークションを採用し、利活用のされ方がしっかり分かっており、周波数の割当ての価値が予測しやすい場合には総合評価方式を採用するという考え方がある。ただし、これ以外の部分については、一概に決めるのは難しく、今後個別に判断していくしかないのではないかとと思う。

(取りまとめ(案)の内容については、座長に一任された。)

(3) 閉会

以上